



令和元年も早いもので 12 月になりました。今年は軽減税率・ポイント還元制度の導入がありキャッシュレス決済が徐々に普及しているようです。クレジットカードや電子マネーだけでなく、OOPay などの QR コード等、決済方法の選択肢も増えています。

政府は来年さらに、マイナンバーカード保有者向けのキャッシュレスポイント還元を検討しているようです。来年はキャッシュレス決済がより身近になりそうですね。

～年末調整の基本 Q&A 2019 年 Ver～

① 確定申告すれば年末調整はしなくてよいですか？

確定申告する人も年末調整は必要です。

パートやアルバイトも含めて、原則 12 月末まで勤務している人全てが年末調整の対象です。ただし年間給与 2000 万円を超える人は対象から外されます。

② 会社を辞めた人の分も必要ですか？

辞めた人の分は年末調整不要です。

年の途中で退職した人で年末調整が必要となる人は、

- (1) 死亡した人
- (2) 著しい心身障害で退職し、本年中の再就職が難しく今年中に給与の支払いを受けない人
- (3) 今年中に受けた給与が 103 万円以下で、他の勤務先からも給与を受けない人等の例外に限ります。

ただし年末に退職して 12 月分給与も受け取っている人など既に本年中の給与所得が確定している場合には、年末調整が必要ですので注意しましょう。



③ 遺族年金受給者である母を扶養にできますか？

お母さんは扶養親族にできます。

遺族年金は所得税も相続税も課されません。扶養親族や控除対象配偶者にあたるかどうかの判定は、非課税所得は含まれないため、遺族年金の受給権者である親を扶養親族にすることは可能です。

損害賠償金や宝くじの当選金、また相続財産を受け取っていたとしても扶養親族の対象から外れることはありません。

④ 書類提出後に間違いを見つけてしまいました。

年末調整のやり直しは、確定申告が必要です。

給与所得者であれば通常は会社が対処するかと思います。早急に対応しましょう。

⑤ 前の職場が源泉徴収票を発行してくれません。

確定申告をしましょう。

年の途中で会社を移ると、前の職場と今の会社の両方で得た所得に基づく年末調整が必要です。そのため前職の源泉徴収票が必要になります。

すぐに発行してくれず年末調整に間に合わない場合は、確定申告をするようにしてください。

【外国人労働者の年末調整】

日本で働く外国人労働者は、2018年で146万人となっており、ここ10年で3倍超の数になっているようです。そこで外国人労働者の年末調整に関して注意すべき事項を確認したいと思います。

① 配偶者や扶養親族の控除対象の要件

要件としては日本人と同じですが、母国の文化によっては、国外在住の配偶者の従兄弟を扶養している等ということがあります（扶養控除の要件には該当しません）ので注意が必要です。

② 配偶者控除・扶養控除で確認すべき書類

国外扶養親族については扶養控除等申告書に加えて、**「親族関係書類」「送金関係書類」**の2点の提出が必要になりました。

「親族関係書類」…戸籍の附票の写しなど国又は地方公共団体が発行した書類や戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書等。

「送金関係書類」…金融機関が発行した外国送金依頼書、送金証明書、またクレジットカード明細等で国外居住親族がそのクレジットカードで生活に必要な物品を購入したことが分かる物など。

国外で配偶者と扶養親族が同居の場合、代表者一人にまとめて送金することがありますが、この場合**送金した相手一人だけしか控除が認められない**ので注意しましょう。

✿年末調整手続きの電子化✿

令和2年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、勤務先への電子データによる提供が手当されたことを受けて、年末調整手続の電子化に向けた施策が実施されます。

年末調整手続の電子化は、

- ① **従業員が、保険会社等から控除証明書等を電子データで受領**
- ② **①の電子データを年末調整控除申告書作成用ソフトウェアにインポート（自動入力、控除額の自動計算）**
- ③ **控除額が自動計算された年末調整申告書データを勤務先に提供**
- ④ **勤務先において、③のデータを給与システム等にインポートして年税額を計算**

という流れで行うもので、電子化することにより従業員、勤務先の年末調整に要する事務を簡便化するものです。

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
予想以上に物事がうまくいきそう。個人プレーでなくパートナーと協力することでより良い結果を生み出せるでしょう。	忍耐が必要になりそうな月。今取り組んでいることは長期戦となる暗示です。焦らずゆっくり考えるようにしましょう。	素晴らしい出会いの予感。大きな仕事を任せられ、充実感のある一日になるでしょう。出世への足がかりにもなりそう。	積極的に前に出ることで幸運を手に入れられるでしょう。未経験の領域に足を踏み入れると思わぬ成果が得られるかも。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。